

第18回木津川市都市計画審議会議事録

- 1 日 時 平成27年11月26日(木) 午後3時から
- 2 場 所 木津川市役所
- 3 出席者 (委員)大庭委員、片田委員、西村委員、安井委員、河口委員、
西岡委員、山本委員、酒井委員、宮嶋委員、関西委員、安代委
員(代理 小粥)、小池委員、公文代委員、山本委員、井上委員、
尾崎委員、杉山委員
(事務局)田中副市長、若狭部長、森口理事、竹谷次長、生拔主
幹、浅田係長、瀧下主事
- 4 議事 第1次木津川市都市計画マスタープラン後期計画(素案)について
- 5 その他
- 6 閉会

○司会 お待たせいたしました。ただいまより、第18回木津川市都市計画審議会を始めさせていただきます。

私は、進行役をさせていただきます都市計画課の浅田と申します。どうぞ、よろしく願いいたします。

本日は、公私ご多忙のところ、木津川市都市計画審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

まず始めに、開会に当たりましての資格審査ですが、本日1名の委員の方が欠席ですが、委員の2分の1以上の出席がございますので、木津川市都市計画審議会条例第5条第2項の規定によりまして、本日の会議は成立しております。

続きまして、この審議会は、一般の方が傍聴が可能となっております。今回傍聴をご希望の方が4名おられますので、ここでお入りいただきたいと思います。

傍聴者の方にご連絡申し上げます。審議会の傍聴に際しましては、木津川市都市計画審議会条例の施行規則第3条第8項の規定を順守いただきますとともに、録音等はできませんので、あらかじめご了承くださいようお願いいたします。なお、写真撮影につきましては、審議会開会前のみ可能といたしますので、撮影される方につきましては、今お撮りいただきますようお願いいたします。詳細につきましては、資料とともにお配りしております傍聴要領をご覧くださいませうよろしくをお願いいたします。

それでは、審議会の開会に先立ちまして、田中副市長よりご挨拶を申し上げます。

○田中副市長 失礼いたします。副市長の田中でございます。

木津川市の都市計画審議会の開会に当たりまして、本来ならば河井市長がこの場にまいりまして皆さま方にご挨拶並びに平素から非常にまちづくりに関しましてお世話いただいておりますお礼を申し上げるべきところでございますが、あいにく別の公務が入っております、この場に来ることがかないませんので、申しわけございませんが、私のほうから一言ご挨拶を申し上げます。

本日ここに第18回木津川市都市計画審議会の開催をお願い致しましたところ、委員の皆さま方におかれましては、公私大変ご多忙の中、また足元のお悪い中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。また、平素から木津川市のまちづくりの推進に際しまして、格別のご支援とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日皆さま方にご審議いただきます案件は、第一次木津川市都市計画マスタープラン後期計画(素案)についてでございます。本件につきましては、前回の都市計画審議会で諮問いたしました都市計画マスタープランにおける素案を取りまとめいたしましたので、現行の都市計画マスタープランとの変更内容等につきまして、ご審議をいただくものでございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

結びに当たりまして、委員の皆さま方のご健勝とますますのご活躍をお祈り申し上げます、簡単ではございますが、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。

だきます。

この後、どうぞよろしくお願い申し上げます。

○司会 どうもありがとうございました。

この後、副市長につきましては、他の公務の関係でここで退席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日は木津川市の都市計画マスタープラン後期計画(素案)について、ご審議をお願いいたします。

議題に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。まず、A4の次第、次に配席図と委員名簿です。そのほかに、事前にお配りさせていただいております、ご持参いただいております資料の1です。それから2、資料3。それから、木津川市都市計画マスタープラン後期計画(素案)に、新旧対照表です。分厚い資料です。皆さんの手元にございますでしょうか。

傍聴者の方につきましては、資料を黄緑色のファイルに一括して綴じさせていただきます。

皆さま、お手元にございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、以後の審議会の進行につきましては、木津川市都市計画審議会条例に基づきまして、職務代理の大庭委員に議長をお願いしたいと思います。大庭委員よろしくお願いいたします。

○大庭委員 皆さま、こんにちは。

どうぞよろしくお願いいたします。

本日、非常に重要な審議でございます。木津川市都市計画マスタープラン後期計画(素案)が出ておりますので、皆さまのご意見等賜りますよう、どうぞよろしくお願いいたします。それでは、座って進行させていただきます。

それでは、議事に先立ちまして、議事録の署名委員の指名を行います。「木津川市都市計画審議会条例施行規則」第4条第1項の規定によりまして、議事録作成について、会長と会長が委員の中から1名を指名することになっております。

従来からの方法でいきますと、委員名簿順ということで、今回商工会長の山

本頁委員にお願いをしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

○山本委員 はい。

○大庭委員 それでは、次第に基づきまして、進めてまいりたいと思います。

そうしましたら、事務局のほうからご説明のほうよろしくお願いいたします。

○事務局(瀧下) 失礼いたします。都市計画課の瀧下でございます。よろしくお願いいたします。恐れ入りますが、座ってご説明させていただきます。

それでは、都市計画マスタープラン後期計画(素案)の策定に向け、上位計画、関連計画の改訂などにより変更した箇所及び事業の進捗、時点経過に伴い変更した箇所のうち語句修正以外の主な箇所を資料1にまとめております。また、前回7月31日の都市計画審議会におきまして、都市計画マスタープラン後期計画の策定についてご説明を行い、ご意見をお伺いいたしました。同様に木津川市庁内ワーキングも行い、関係部署のご意見をお伺いしました。これらの意見のうち語句修正以外の主な箇所を資料2にまとめております。

京都府等の関係機関については、現在、別途協議を行っております。

本日は、お手元の資料1と資料2に基づき説明させていただくことで、都市計画マスタープラン後期計画(素案)の要点及び変更箇所の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

また、同じものを前のスクリーンのほうに映しておりますので、あわせてごらんください。

まず、資料1の最初のページをお開きください。

ここでは、まず初めに、上位計画、関連計画の改訂等による変更について、ご説明いたします。

ナンバー1が、②地方分権の進展について、第1次一括法、第2次一括法、第3次一括法、第4次一括法、第5次一括法、そして前回の都市計画審議会でもご説明させていただきましたまち・ひと・しごと創生法について追記いたします。記述の内容といたしましては、素案の5ページですが、「第1次一括法、第2次一括法、第3次一括法、第4次一括法、第5次一括法が公布され、都道府県の権

限の市町村への移譲や協議、同意、許可・認可・承認制度の見直しなどが一層進んでいます。

また、人口急減・超高齢化という大きな課題に対して、政府一体となって取り組み、各地域がそれぞれの特徴を生かした自律的で持続的な社会を創生できるよう、まち・ひと・しごと創生法が施行され、国においては、「長期ビジョン」や「総合戦略」の検討、地方においては、「人口ビジョン」や「総合戦略」の検討など、諸施策が推進され始めています。」といった形で追加しております。

次にナンバー2が、⑥市民アンケート調査において、総合計画後期基本計画の策定時に聴取したデータに更新いたします。

次にナンバー3が、総合計画後期基本計画の策定に伴い、内容を更新します。掲載例としましては、素案の26ページですが、後期基本計画という記述を追加し、策定日を更新しております。

次に2ページをごらんください。

ナンバー4が、相楽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針についてですが、現在検討中でして、内容の整合を行います。

資料では、9月時点の内容を掲載しておりますが、京都府と調整の上、最新の内容で掲載したいと考えております。

次にナンバー5が、関西文化学術研究都市(京都府域)の建設に関する計画についてですが、現在変更中であり、内容の整合を行います。

資料では、9月時点の内容を掲載していますが、京都府と調整の上、最新の内容で掲載したいと考えております。

次にナンバー6が、木津川市学研木津北・東地区土地利用計画(平成24年2月策定)の内容を反映します。掲載例としましては、素案の32ページと33ページにまたがる部分ですけれども、「木津北地区は「里山の維持再生の実現を図り、都市と自然が共生する持続可能な都市の実現に向けた取り組みを实践するまちづくり」、木津東地区は「施設用地・住宅地として良好な環境の創出や都市と田園が共生するまちづくり」を目指す方向づけを行っています」といった形に変更いたします。

次にナンバー7が、「土地利用検討ゾーン」について、木津川市学研木津北・東地区土地利用計画において検討は終了したため、「土地利用推進ゾーン」に変更いたします。

次にナンバー8が、木津川市地域防災計画は、平成26年4月に改訂されたため「点検、見直しを早期に進める」といった記述を「木津川市地域防災計画（平成26年4月）に基づいて」という表現に変更いたします。あわせて地域防災計画の記述内容との整合を図ります。

また、取り組みにおいては、「定期的な点検、見直し」とすることといたします。

次にナンバー9が、相楽都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針は、現在改訂中であり、その中の記述で「当尾エリアにおける風致地区指定の検討」という内容があるため、取り組みに追加いたします。

次にナンバー10が、①個別計画の策定について、今後、状況に応じて策定する新たな計画として、わかりやすくするために、具体例として立地適正化計画を記述いたします。

次に3ページをごらんください。

ここでは、事業の進捗、時点経過による変更について、ご説明いたします。

ナンバー1が、(2)策定の背景において、後期計画策定時点に修正いたします。また、5年の経過も反映いたします。

次にナンバー2が、合併後10年近く経過しているため、3町合併が読み取れる記述は全て変更、削除します。掲載例としましては、素案の2ページですが、「(2)策定の背景」の始めの一文、「木津川市は平成19年3月12日、木津町、加茂町、山城町が合併し誕生し、平成21年に「木津川市総合計画」を策定しています」といった記述を削除いたします。

次にナンバー3が、木津南地区は州見台、梅美台、木津中央地区は城山台に表記を変更します。城山台の名称決定に伴い州見台と梅美台も表記をほかの地区と統一いたします。

次に4ページをごらんください。

ナンバー4が、城山台における区画整理の進展状況を反映いたします。掲載

例としましては、素案の6ページですが、「③人口構造の変化」において、「独立行政法人都市再生機構（UR都市機構）による大規模開発が城山台開発を最後に一定収束に向かいますが、現状では人口は増加傾向にあり、これまで供給された宅地での人口増加も予測されることから、今後の人口増加や、既存地域の人口動向などを見きわめつつ、将来の人口減少に備え、魅力あるまちづくりが求められています」に変更いたします。ここにつきましては、事前に会長からも指摘を受けておりまして、「一定収束に向かいますが」といったところの「一定」という記述を削除したいと考えております。

次にナンバー5が、各種データの時点修正をいたします。掲載例としましては、素案の8ページですが、「①地勢において、「平成26年に国土地理院が公表した市域の総面積は85.13平方キロメートルとなり、土地利用の現況は次のとおりとなっています。森林が37.3%で最も多く、耕地が18.4%、宅地が10.5%などとなっています。」に変更いたします。

次にナンバー6が、上狛城陽線のうち椿井バイパスの部分は整備完了に伴い、関連する主な施策・事業などから削除いたします。

次にナンバー7が、南加茂台地区は入居から30年経過しているため、表現を変更します。掲載例としましては、素案の53ページですが、「南加茂台地区は、入居開始から30年以上経過し、良好な住環境の維持と向上を図るとともに、住民参加による高齢化に対応したまちづくりを進める必要があります。」に変更いたします。

次に5ページをごらんください。

ナンバー8が、事業完了に伴い対象路線から削除する路線と今後取り組むべき事業として追加する路線です。削除する路線は、「市道335号木津山田川線・市道奈良阪川上線・都市計画道路大井手川線・都市計画道路木津駅前東線・都市計画道路大池線・都市計画道路公園通り線・都市計画道路木津中央1号線・都市計画道路木津南北線・木津中央歩行者専用道路・市道103号小寺五丁目線・庁舎周辺街路」です。追加する路線は、「木津中ノ川線・木津高校アクセス道路」です。

次にナンバー9が、都市計画決定道路及び公園について、平成24年度の基礎調査データとの整合を図ります。都市計画道路については、木津山城幹線を削除いたします。公園については、城址公園、城山台公園を追加いたします。

次にナンバー10が、木津駅東駐輪場につきましては、事業完了に伴い主な取り組みから削除いたします。

次に6ページをごらんください。

ナンバー11が、木津城址公園、城山台地区内の近隣公園、街区公園の整備は事業完了に伴い、主な取り組みから削除いたします。また、「緑の基本計画」の見直しも事業完了に伴い削除いたします。

最後にナンバー12が、井関川の整備事業完了に伴い、主な取り組みから削除いたします。これにつきまして、現在進行中の京都府との調整の中で、井関川については、ほぼ整備事業は完了したが、一部が残っているということもあり、記載内容を「井関川における親水空間の活用」として残したらどうかという意見をいただいております。そのため、指摘のとおり削除ではなく、変更として、「親水空間の活用」として残したいと考えております。

そのほか、用語精査、誤字脱字の修正、表現の統一を行っております。

続きまして、資料2の1ページをごらんください。

ここでは、まず初めに、前回の都市計画審議会でもいただいた意見及び対応について、ご説明いたします。

ナンバー1が、「本当の木津川市というもの、木津川市としてのマスタープランをどうつくっていくか検討すべき」というものでした。これにつきましては、3町合併と読み取れる記述について、変更または削除を行います。掲載例としましては、素案の37ページですが、「まち全体の一体感を高める」において、「木津川市がそれぞれの歴史を持つ3町が合併して誕生したばかりのまちであることを踏まえ」という記述を削除いたします。

次にナンバー2が、「山城地域の拠点について、現実味のある仕組みを抽象的でいいが、行政で生かしてもらいたい」というものでした。これにつきましては、都市計画マスタープランとは総合計画に即す必要があること、また、後期計画は

計画期間の中間として時点修正を趣旨としていることから、今回の変更はできません。5年後の改訂の際に再検討したいと考えております。

次にナンバー3が、「主要幹線道路なども維持管理コストを考え、全てつくるのかどうかということも真剣に考える必要がある」というものでした。これにつきましては、指摘を踏まえて、見直しを行いました。掲載例としましては、素案の46ページですが、「関連する主な施策・事業等」において、今後整備する事業について、精査いたしました。

次に2ページをごらんください。

ナンバー4が、「非常に不安定な交通網である」というものでした。これにつきましては、現行計画において、既に記述があり、幹線道路の整備方針を継続し進めていきます。

次にナンバー5が、「調整区域の国道163号沿いについて、沿道サービス型地区とすべき」というものでした。これにつきましては、指摘いただきました箇所が調整区域のため、農地法や地権者の意向等もあり、後期計画では変更できません。しかし、将来的に沿道サービスとしての位置づけが必要な地区か、今後検討を進めます。

ただし、現状で判断すると、ほかの沿道サービス地区と異なり、後背に住宅地を形成しているわけではないので、道路を利用する方向けへのサービス施設となります。この場合、条件にもよりますが、現状のままでも、開発許可を受け、店舗等の立地が可能となるケースもございます。

次にナンバー6が、「木津川市の都市計画の欠点は、おしゃれ気がない」というものでした。これにつきましては、現計画で既に記載のとおり、都市景観、特に公共施設等において、本市の都市景観のモデルとなる修景を目指し進めていきます。

次にナンバー7が、「景観として、緑に対してもう少し豊かなまちづくりをしたい」というものでした。これにつきましても、ナンバー6と同様に、現計画で既に記載のとおり、都市景観の形成を推進いたします。

次に3ページをごらんください。

ナンバー8が、「内水排除の問題を対応してもらいたい」というものでした。これにつきましても、先ほどと同様に、現計画で既に記載のとおり、治水対策を推進いたします。

次に4ページをごらんください。

ここでは、木津川市庁内ワーキングでいただいた意見及び対応について、ご説明いたします。

ナンバー1が、「史跡の表に「神雄寺跡」を追加すべき」というものでした。これにつきましては、指摘のとおり追加いたします。

ナンバー2が、「(5)人口フレームにおいて「木津川市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」」の策定(平成27年10月27日)に伴い、人口フレームを「木津川市まち・ひと・しごと創生「人口ビジョン」「総合戦略」と整合すべき」というものでした。これにつきましては、上位計画と定めている総合計画の変更がないため、データの時点修正にとどめ、内容については、5年後の改訂時に見送りすることといたします。

次にナンバー3が、「リニア中央新幹線の奈良市付近への誘致要望を行うため、記述すべき」というものでした。これにつきましては、京都府が現在、京都市内での誘致活動を行っていることもあり、5年後の改訂時に見送りすることといたします。

次に5ページをごらんください。

ナンバー4が、「①自然と歴史的文化遺産の保全と観光面での有効活用において、「歴史的文化遺産の保全」という記述については、総合計画後期基本計画にも記載があるので、施策にすべき」というものでした。これにつきましては、指摘のとおり、関連する主な施策・事業等に追加いたします。

次にナンバー5が、「③関西文化学術研究都市の計画的な整備推進において、「木津北地区及び木津東地区の土地利用方策の検討」は完了したため、今後推進する生物多様性木津川市地域連携保全活動計画の推進」に変更すべき」というものでした。これにつきましては、指摘のとおり、関連する主な施策・事業等を変更いたします。

次にナンバー6が、「ウ)バスにおいて、「利用者のニーズに応じた再編を図ります」という記述について、再編は困難であり、「持続可能な運航ができるよう、必要な施策を講じます」に変更することとしたい」というものでした。これにつきましては、指摘のとおり変更いたします。

次にナンバー7が、「維持管理に当たり、住民参加がかかわる仕組みについて検討され、自主管理活動交付金制度により、市民参加による維持管理活動を進めているため、内容を更新すべき」というものでした。これにつきましては、指摘のとおり変更いたします。掲載例としましては、素案の64ページですが、「維持管理に当たり、自主管理活動交付金制度により、市民参加による維持管理活動を進めています」に変更し、主な取り組みにも記述いたします。

次にナンバー8が、「反田川、山田川、渋谷川、円度川、藤木川についても治水対策について記述すべき」というものでした。これにつきましては、担当部署との調整の結果、5年後の改訂時に見送りすることといたします。

次にナンバー9が、「消防団の詰め所について、老朽化に伴う整備が必要であり、取り組みに追加したい」というものでした。これにつきましては、指摘のとおり、主な取り組みに追加いたします。

次に6ページをごらんください。

ナンバー10が、「主な取り組みとして記述のある、近鉄木津川台駅アクセス道路の整備推進及び駅前広場の整備に向けた方針の検討について、困難であり、削除すべき」というものでした。これにつきましては、方針検討は継続して行うこととして、現行の記述のままといたします。

次にナンバー11が、「「京都大学大学院農学研究科附属農場などの機能や波及効果を生かしたまちづくりの推進」と「城山台のセンターゾーンの中心都市拠点としての位置づけ」について既に記述はありましたが、取り組みとして抽出されていなかったため、抽出すべき」というものでした。これにつきましては、指摘のとおり、主な取り組みに記述いたします。

次にナンバー12が、「州見台、梅美台、城山台において新たに地区計画、緑化協定を検討する箇所はないため、主な取り組みから削除すべき」というもので

した。これにつきましては、州見台、梅美台、城山台については既に地区計画の設定があること、緑化協定については指定を予定する箇所がないため、指摘のとおり削除いたします。

このほか、用語精査、誤字脱字の修正、表現の統一について指摘がございました。例としましては、「馬場南遺跡を神雄寺跡に変更すべき」「学研を関西文化学術研究都市といった正式名称で記載すべき」「地区、地域、エリアの記述について法則性を持たせ、統一すべき」といったものがありました。

以上で、事務局からの説明を終わります。ありがとうございました。

○大庭委員 ありがとうございました。それでは、議論に移りたいと思いますけれども、ただいまの説明につきまして、質疑があれば挙手でお願いしたいと思います。

特に、今回いろいろと修正をしておりますので、もしご質問の際、ページですとか、ナンバーなどを言っていただけると、大変助かるかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、いかがでしょうか。

○酒井委員 議会選出の委員でございます、酒井です。前は欠席しておりました。

ただいま説明いただいた資料の2、大きな2のナンバー1です。本来の木津川市というものの、木津川市としてのマスタープランをどうつくっていくか検討するという指摘ご意見が前回あった中で、3町合併のくだりの記述は、確かに全部削除されています。ただ、木津川市の総合計画の後期計画といいますか、それにはやはり合併の記述は今なお残っているわけです。そのあたりで、10年になるからと、まだなっていないわけだし、総合計画とこのマスタープランは、策定期間が少しずれていますので、食い違いというか、ずれが起こってくるのはやむを得んとは思いますが、今現在、9年目に入ったこの木津川市において、合併の記述を早々と抜いてしまうことについてはどうなのかという思いがあります。

だから、本来の木津川市のあり方というのは、これからつくっていくとするものであって、やはり3地域の人々の思いや、歴史や経過やということをそんな簡単に外してしまっているのかなという思いであります。疑問です。

○大庭委員 3町合併を削除することが、時期尚早だというご意見ですかね。事務局いかがでしょうか。

○事務局(瀧下) 失礼いたします。酒井委員のご質問にお答えいたします。

前回の意見の中でいただきました、木津川市としてのマスタープランをどうつくっていくかを検討するといったものに関しまして、事務局のほうで考えさせていただきました。その上で、庁内ワーキングの中でも意見をいただいた話として伺った内容なんですけれども、合併を意識した文言については、今後削除していくべきという市の方針を踏まえて、今回都市マスの中見直し、いいタイミングということもありまして、削除していくべきではないかというような話を庁内ワーキングチームの中でも出ましたため、今回そういった経過として削除しております。

○酒井委員 市の方針と今おっしゃったけど、それは私たちもまだ一切説明は受けておりません。だから、知らないことです。行政側でその市の方針を持っておられたとしても、議員なり議会なり、また一般市民は知らないことですから、それをもって文言を決めていくということについては、やはり抵抗感があります。

もう1回言いますけど、現在生きている木津川市総合計画の後期基本計画ですけど、これはあと3年間だったと思います。そこには合併の記述は厳然とあるわけです。だから、木津川市の総合計画が、後期基本計画が終わった段階、3年後には検討したらいいとは思いますが、削除もあり得ると思うんですが、今現在、基本計画がある段階で、こういう言葉をなくしてしまうのはどうかと思います。同じ繰り返しですけど。

○事務局(建設部次長) すみません。酒井委員のご質問にお答えいたします。

ファイルに挟んでおります資料に、新旧対照表という資料をごらんください。これの4ページになります。よろしいでしょうか。

一番上に赤で大きく消した部分がございます。この部分が旧3町の都市計画マスタープランの経過等について書いた部分でございます。当然、今回見直しを行いますけども、こういった旧3町の都市計画を策定した経過等については不必要な部分であると認識はしております。ただし、今、委員がおっしゃいましたように、木津川市のベースとして3町というのはございますので、全面的に3町の合併部

分を削除することじゃなしに、やっぱり検討して必要な部分というのは残していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○酒井委員 今、建設部次長のほうから意見を一定受け入れた方向での公開答弁がありました。

あわせて、大庭先生、先ほど説明の中で、資料2ないし3のところで、文言修正が二つほど今後の課題として文言修正を、字句修正といいますか、少しやっていくというようなこともありましたので、次長が答えられた点と合わせて、いつその文章が出てくるのかなと、それだけで、述べました意見は受け入れてもらったと思いますので、結構です。

○大庭委員 ただいまのご意見、やりとりを踏まえますと、この3町の合併について、再度精査をして、必要な事項については残すという、そういう趣旨でよろしいですか。

○事務局（建設部次長） はい。

○大庭委員 そうしましたら、また改めて、例えば具体的にどのページのどの箇所については残すけれども、このページは削除するですか、改めて案が出るという認識でよろしいでしょうか。

○事務局（建設部次長） すみません。資料3にスケジュールを掲載しております。ちょっとごらんください。よろしいでしょうか。A4横長の資料でございます。

この中に、パブリックコメントのスケジュールが入っております。12月3日から1月7日、この1カ月間でパブリックコメントの実施をいたします。このパブリックコメント、要するに住民の意見を受けまして案を修正いたしますが、このタイミングで、今の合併につきましての記載につきましても修正をかけたいと。そして、ご説明したいと考えております。

以上でございます。

○大庭委員 ということは、このパブリックコメントの中で、いろいろと意見をいただくということなので、現状のまま提示をするということですか。

○事務局（建設部次長） 都市計画審議会のスケジュールも見ていただきたいん

ですけども、現在が11月26日の時点です。次の都計審が1月中旬というふうになっております。ですから、1月中旬であれば、当然パブコメによる修正も終わっておりますので、パブコメによる修正と本日いただいた意見をあわせまして修正しまして、ご提示したいと。そして、答申としたいというふうに考えております。

以上でございます。

○大庭委員 よろしいですか。

3町が合併したということで、やはり合併の経緯というのは重要だと思うんですが、今後、一つの市として均衡のあるバランスを図っていくということを既にかかれておりますので、そういうところは主張するべきだと思います。ただ、修正するタイミングというのは、皆さんご意見いろいろあると思いますので、また計画との整合性もあるかと思っておりますので、そのあたり、再度また議論できればと思っております。

ほか、いかがでしょうか。

○宮嶋委員 宮嶋良造です。

疑問、質問、意見などはいくつかあるんですが、そういう場合はどうしたらいいですか、この場合は一つ一つですか。一遍に言ったほうがいいですか。進行上。

○大庭委員 一つ一つのほうがよろしいかと思えます。

○宮嶋委員 そうしましたら、資料2の1ページの一番下のところ最下段、変更前に市道335号線の改良推進があつたんだけど、市役所までの改良ができたからということだろうと思いますが、なくなっています。ただ、この市道335号の改良工事というのは、市役所までで終わりというのがもともとのものだったのでしょうか。この都計審においては、旧の木津町では、そうではない計画があつたし、この、今日いただいている後期計画の素案でいうと、91ページにこの地域の既成市街地の地図がありますが、これで見ても、この市役所の前の335号線の赤の点線で書いてある地域というのは、もう少し西のほうへ広がっています。だから、ここで削除するのが、いいのかどうかというのが疑問に思っている1点です。とりあえず、そこで。

○大庭委員 事務局いかがでしょうか。

○事務局(瀧下) 失礼いたします。宮嶋委員のご質問にお答えいたします。

335号線につきましては、市役所の前まではご存じのとおり、一定整備のほう
が完了しております。ここの路線につきましては、それ以降も延伸する計画は残
っております。

ただし、完成時期というめどがなかなか立っていないこともありまして、関係部
署、建設課になるんですけど、そちらのほうと確認をとりましたところ、今回の都市
マスでは一旦削除していただきたいというような意図の意見をいただいております。

またその後、見通しが立った段階で、また追加、復活していきたいというような
思いをいただいております。

以上です。

○宮嶋委員 その意味はわかります。ただね、この道の特に今北側のところというの
は、例えばお家が引っ越されたときなんかは、これまで市または町の時代から、そ
こを購入して公園にするだとか、してきている経過がありますし、図書館の前あた
りは大変狭い道になって、入りにくい。図書館の駐車場も入りにくいという声
がずっとある中で、すぐには、何年にこれを道を広げるというのは、立たないとい
うのが今の話だし、現実的にはそうなのかもわからんけれども、それでいいのかなど。
要するに消してしまうと、でいいのかなというのは、ちょっと疑問に思っています。
再度その点だけ聞かせてください。

○事務局(瀧下) 失礼いたします。再度の宮嶋委員のご質問にお答えさせてい
たきます。

今のご意見を踏まえまして、再度担当課のほうとご協議させていただいた上で、
方針のほう決定させていただいて、次回のときにはお示しさせていただきたいと
思っております。

以上です。

○宮嶋委員 じゃあ2点目ですが、今日示されている中でいいですよと、コミュニティ
バスの問題があります。ごめんなさいね。いただいている資料の、資料2の5ペー
ジ、左側に6と書いてある、要するにバスの再編は困難だというのが、ワーキング
グループでの声であって、それに伴って今まであった「ニーズに応じた再編をは
かります。」を削除して、別の言葉に変えた。「持続可能な運行ができるよう、必

要な施策を講じます」とあるわけですが。

ただ、バスの持続可能というのは、要は、採算というか一定の市が負担をするわけですから、そのことで持続可能だということなんだろうけれども、現実の問題として、それによって例えばきのつバスなんかは、この間大幅に利用者が減っているわけですね。市民に乗ってもらえないバスというのは、それは持続可能な運行ではないわけですね。乗ってもらってこそ、持続可能なんです。その意味では、市民の声をしっかり聞くということこそ大事ではないかと。だから、ニーズに応じた再編というふうに言えなくても、やはりもう少し違った表現になるのかもわからんけれども、やはり再編というのがなければ、奈良交通に例えば、新しいところは全部お任せしますと城山台ができたけれども、もうそこはコミュニティバスが通る路線ではありませんと。奈良交通が全部やるもんですよ。というふうに初めから決めてしまえば、もう今走ってるところ以外は新たなものはないんだということになってしまうからね。それでいいんでしょうかという疑問があります。

以上です。

○大庭委員 事務局いかがでしょうか。

○事務局(瀧下) 失礼いたします。宮嶋委員のご質問にお答えいたします。

コミュニティバスについても、ワーキングチームの中で出てきた意見ということなんですけれども、ニーズに応じた再編というのはなかなか難しいという、再編が特に難しいということで意見をいただいております。なので、宮嶋委員からいただきました意見の趣旨としましては、地元の利用者の声を聞くべきだというような意図だと思われまますので、そのあたりを踏まえて、再度担当課のほうと調整した上で、どういった文言にするか検討させていただきたいと思います。

以上です。

○大庭委員 私も、木津川市本市の公共交通の協議会の委員をしておりますので、その観点から申し上げますと、再編という言葉はどう捉えるかだと思うんですよ。路線をもうガラガラポンでもう1回ゼロから組み直すということは現実的ではないだろうと。ただ、利用者のニーズといいますか、利用状況ですとか、あるいは皆さまのような声を踏まえながら、より快適、便利にしていくということは、当然す

るべきですし、現在もそれに関して努めております。そういう趣旨がこの文章から読み取れるようにしていただくことがまず大事で、それを再編という言葉を入れるか入れないべきかという議論になるのであるなら、もう少し再編という言葉づかいをもう少し丁寧に検討したほうがいいのかなどとは思うんですけども。少なくとも、やはり利用者のニーズというものはよく聞くということは、この文章の中から読み取れるようにしたほうがいいのかなどは、私自身は思っております。

よろしいですか。

では、酒井委員お願いします。

○酒井委員 これも後期基本計画に答えはあります。そこの文章をちょっと読ませてもらいますけども、後期基本計画の109ページが公共交通、地域公共交通ネットワークの充実で、今のやり取りで、私はそのまま使っていいんじゃないかと思うんですが、コミュニティバスについては、持続可能な運行を目指して継続的な維持、改善に取り組みますと、これが市の基本計画です。やはりせめてこれぐらいの文章は使えるだろうし、大体大庭先生おっしゃった趣旨も含んで生かされる表現じゃないかなと私は思いました。意見です。

○宮嶋委員 三つめですが、一遍のほうがいいでしょう。

○大庭委員 いや、一つずつのほうが皆さん。

○宮嶋委員 ですし、ほかの方の言うのを待ちますか。

○大庭委員 あと何点ありますか。

○宮嶋委員 あと4点、全部で4点なんです。あとだから、2点あるんです。

○大庭委員 はい。そしたら、2点お願いします。

○宮嶋委員 木津川台駅にかかわる表現、これもワーキンググループで、ちょっとページ数見ますね。ごめんなさい。6ページかな。すみません、6ページの10番のところですね。このことについて、困難、削除すべきだということだけでも、方針検討という表現なので、現行のままやりますということなんです。方針検討というのは、一方で、困難であり削除すべきだと、庁内の他の部署のところから言われながら、具体的なことがないから方針を検討するんだと。それは、できませんでしたと言って終わりのことも含めてあるわけですからね。こんなあいまいなことというのはどうな

んだらうかと。方針を検討するなどというのは、ないというのと同じであってね、だから、西の玄関口だと、このマスタープランと書きながら、実際には西の玄関口にふさわしい中身はつくれないというのが一方であって、そういう中で、形だけ方針検討だというのは、どうもあいまい過ぎていいのかなという疑問がのこります。

以上です。

○事務局(瀧下) 失礼します。宮嶋委員のご質問にお答えいたします。

現在、方針検討ということなんですけれども、木津川台駅のアクセス道路について検討を進めていきたいというふうに考えております。実際問題、それがどこまで進むのか、成果としてあらわれてくるのかというのは、まだわからない状況ではあるんですけれども、方針検討は進めておりますので、そのまま残しておきたいというのが事務局としての趣旨です。

以上です。

○宮嶋委員 わかりました。ただ片方で、同じ庁内の中で無理だと言っていて、ここで頑張ると。頑張るけども、やっぱり方針検討という表現は弱すぎるからね。もう少し、都計審で議論して、その担当課がもう少し前に出るような言葉があるのであれば、やっぱり私はそこまで踏み込むべきではないかなと思います。意見を言って終わります。

最後に、今の資料2の1ページの2番のところ、山城地域の拠点についてという意見に対して、都市拠点というこれまでの表現は変えませんよというのが今日の提案であります。その中で、総合計画における都市拠点であるJR加茂駅周辺及び棚倉駅周辺を云々と、こうあるわけですが、この棚倉駅周辺が都市計画での都市拠点として示されているんだけど、この計画の山城地域について書いてあります99ページですね。この今日いただいている99ページに、二つ目の主な取り組み、鉄道、バス、交通の利便性向上の主な取り組みに三つ挙がっていて、JRの上狛駅と棚倉駅の表現があるわけです。ただ、上狛駅については、改築やバリアフリーというものを進めてみようということだけでも、棚倉駅については、バスが接続できる云々というだけで、あるわけですね。その都市拠点としての周辺整備を棚倉駅でやるとするならば、今の棚倉駅の状況がいいのかどうかと

いうことを、これも検討されたのかどうか分かりませんが、私は決してJR棚倉駅の今の状況、バリアフリーや改築という上狛駅で示されているものも棚倉駅にも必要なんではないかと。だから、そのところは同じである、表現を変えないというのであれば、ここの主な取り組みについてさらに検討を深めるべきではないかなというの意見であります。

○大庭委員 事務局いかがでしょうか。ちなみに、この99ページは、鉄道、バス、交通、利便性向上に関する記述ですよ。

○宮嶋委員 だから、都市拠点としてその周辺をやるのであれば、その駅というのは一つの中心になるわけですから、それがそのままでいいのかと。中身的には上狛駅と棚倉駅というのは同じような駅の仕組みで、バリアフリーや改築というものも求められるものではないかあというふうに思っていますので、そういう。そことの関連で、今聞かせていただいたわけですが。

○大庭委員 事務局いかがですか。

○事務局(瀧下) 失礼いたします。宮嶋委員のご質問にお答えいたします。

棚倉駅につきましては、確かに前回の都市計画審議会の中でも意見が出ましたとおり、都市拠点としてはちょっとまだ整備自体が足りないのではないかなという意見もいただいております。拠点として置く理由の一つとしましては、上位計画である総合計画のほうで拠点として位置づけられていることが一つあります。

交通網について、もっと整備していくべきでないかという意見につきましては、もちろんそのとおりだと思っております。ただ、改築やバリアフリーの推進というものをすぐに進められるということもなかなか難しいと思います。今回の都市計画マスタープランの見直しに関して、そこに踏み込まなかった理由としましては、上位計画でもそこについて確認はさせていただきました。担当課のほうなんですけれども、そこにつきましても、あえて改築、バリアフリー化の促進というものについての指摘事項、追加意見というのはなかったので、今回そのままという形にさせていただきましたが、今の意見を踏まえまして、もし、もう一度担当課のほうと協議させていただいて、棚倉駅にも改築やバリアフリー化を促進していく必要があるのかどう

か検討した上で、追加もしくはそのままといった結論を再度ご提示させていただきたいと思います。

以上です。

○宮嶋委員 結構です。

○大庭委員 ありがとうございました。

ほかいかがでしょうか。

○西村委員 加茂のほうに住んでいますので、加茂のことが気になってしっかり読んでいましたが、ちょっと気になったんですけど、既成市街地というのが加茂の場合でしたら、素案の92ページぐらいから書いてあるんですね。それで、93、94と書かれています中で、あれっと思ったのは、市街地だから当尾とか瓶原っていうのがないんだと、エリアがないんだと思っていたら、あったんです。94ページの3番目の、都市自然環境及び歴史的資源の方針というところの下にあるんですけどね、これア)が瓶原・当尾エリアや瓶原エリアなどの保全活用という項目で運んでいくのが適当なんじゃないかなと思ったのは、実は、山城町のやっぱり山城エリアの同じこの項目があるんです。その中で書き方が、対象として当尾エリア、瓶原エリアと書いたほうが適切ではないのかなと、ちょっと読みながら思ったものですから、ここだけちょっと変わった書き方をしてるのは、なぜでしょうと、ちょっと疑問に思いました。99ページの山城町のところを参考にさせていただいたら、歴史的文化遺産等の保全、活用というところに高麗寺とか椿井大塚山とか書いて、対象のところに枠が入ってますよね。そういう書き方をするのが適当なのではないかと、統一感がとれるのではないかなと思うんですけど、何か意味がございすか。わかりにくいですか。

○大庭委員 項目が山城のものとはちょっと違うんじゃないかというご意見ですね。

○西村委員 そうです。

○大庭委員 いかがでしょうか。具体的には、この94ページの3)のアのところですかね。

○西村委員 そうです。

○大庭委員 ア)の記述内容と、例えば、山城99ページの3)のア)の記述内容が

ちょっと違うんじゃないかと。山城地域のほうはより具体的に書かれて、地名も含めて書かれているという。

○西村委員 そうですね。何か書き方が少し違うのかなと思いながら、こういうふうに、私は市街化地域だから、当尾とか瓶原エリアは入らないと思って、すーっと流して読んでたんですね。そうしましたら、山城地域で、ちゃんとア)で、歴史的文化遺産などの保全・活用というア)を立てて、それで対象として括弧でくくってあるという、そういうのがあったので、統一にならないのが何かあるのかなとちょっと思ってたんです。

○大庭委員 事務局いかがでしょうか。

これ、今回新たに追加した内容ではないんですよ。これまで。

○事務局(瀧下) これまでからそうなった場所になります。ただ、前回の経過等も確認させていただいたんですけれども、エリアとしているもの、あと地区、山城町のほうにつきましては、項目立てかつ対象の場所を詳細に記しているかと思うんですが、加茂町のほうにつきましては、項目立てもなく、エリアとしてざっくりと書かせていただいている状態ということのご理解だと思うんですが、これについては、当尾のほうに、加茂につきましては、エリア自体がそういった文化的な遺産、ということもあったというふうに聞いております。かつ、今回、追加してるところとしまして、当尾エリアにおける風致地区の指定の検討といったものがあったかと思うんですが、こういった形でエリアとして考えていきたい方針があったというふうには聞いてはいたんです。

ただ、ご指摘のとおり、確かに形式が違いますので、整合をとるべきなのかどうかは、再度ちょっと検討した上で、回答させていただきたいと思います。

以上です。

○西村委員 はい。

それで、その次のイ)なんですけど、市街化区域内の、市街化区域というのかどうか知りませんが、活用、保全のところ、このとおりでいいと思うんですが、私がちょっと日ごろ気になってることを申し上げますと、空き農地とか空き家活用みたいなのが、本当に過疎地になりますと、増えていますので、何かそういう対

策をしていくというようなことを計画として入れられないかなというのをすごく思っています。といいますのは、個人的に空き家とか貸すのはとても躊躇されるということで、貸さないで空き家がどんどん増えてきている。それから農地についても、耕すことができなくなって、空き地になって荒れているというところを、簡単に貸してくださいということで、地域間交流でいいと思うんですけど、兜台の人が野菜をつくりたいからということで、借りに来られたということなんですけど、やっぱり地権者が女一人、年寄り一人というような、そういう所帯が多くて、耕作をしてくださる方がルールを守っていただけないことについて、日照権とか境界線とか、法面など、ほかの隣の土地とどういう話し合いをしたらいいのかとか、そういうところで、すごく困っておられるのを聞いておりまして、個人で対応しようと思いますと、脅されると困る、怖いというのがあって、なかなか当人に電話をかけるんですけど、それ以上、何回もしつこくは言えなくて、返してもらうのもままならない、困ったという話がちらっと何回も私その方とお友だちなので行くものですから聞かされるので、何かこういうことが将来的にふえてきますので、何かそういうことについての考え方というのを市のほうで示していただけたらいいのになというには日ごろ思っています。

○大庭委員 空き地、空き家ですと、耕作放棄地に対しての市としての方針がこの中に盛り込めたらいいんじゃないかというご意見でよろしいですか。いかがでしょうか。具体的に記載されたようなところはあるんですかね。

○事務局(瀧下) すみません。西村委員のご質問にお答えしたいと思います。

空き家、空き地というような形で、たくさんあったかと思うんですけども、空き家について都市マスのほうでも記載がされておまして、素案でいうところの117ページ、こちら農山村集落と農地、山林といった項目になってくるんですけども、ここにおいて空き家の有効活用、中段ですね。2. 持続可能な集落環境づくりといったあたり、117ページですね、素案の。よろしいですか。2. 持続可能な集落環境づくりといったところに、主な取り組みとして、空き家の有効活用、廃屋対策の検討といったものを、一応記載はさせていただいております。

ただ、今いただいたみたいな空き地であるとか、農地といったものに関して、その有効活用といったものは、なかなか書いてるところもないかと思いますので、そ

の辺について、今回、今すぐに盛り込める内容というものなかなか難しいかと思う
ますので、5年後の改訂のときを目指して検討していけたらというふうに考えてお
ります。

以上です。

○西村委員 はい。わかりました。

○事務局（建設部次長） すみません。素案の74ページをごらんください。

6の集落地区の整備という欄がございます。その下の主な取り組みというのが
ございまして、三つ目に空き家の有効活用とか、廃屋対策検討ということが書い
ております。空き家の問題といいますのは、木津川市にとって今後非常に重要
な問題だというように考えております。特に、木津川市は戸建て住宅以外、マン
ション、共同住宅がございます。老朽化しましたマンション等の共同住宅におき
ましては、建てかえとか修繕等の際に、住民の合意形成が必要になってまいりま
す。そういった場合に、当然お年寄りが住み替えされるといった場合もありますで
しょうし、また、空き家には耐震改修が必要な場合もありますので、そういった集
合系の住宅の空き家対策という問題が新たな問題として数年後には発生してく
るだろうといったことを懸念しております。

今回の見直しでは、具体的な内容は記載しておりませんが、今後、具
体的な取り組みについて検討していく必要があるというふうには考えております。

以上でございます。

○大庭委員 よろしいでしょうか。

ほかいかがでしょうか。

○西岡委員 議会選出の西岡でございます。

資料2番のナンバー3、素案の60ページでございます。資料ナンバー2の3の
中で、リニア新幹線の奈良市付近への誘致の関係のご意見、ご指摘があったわ
けでございますけれども、それに対しましても対応方針の関係で、京都府が誘致を
しているのでということで、今回の改訂は見送ると。5年後に考えると、こういう対
応方針の説明がございました。

この問題につきましては、木津川市の議会の中でも、平成26年度12月議会

でリニア中央新幹線全面開業の早期実現を求める意見書というのは、これが賛成多数で、いわゆる可決して送ってるんですよ。私の言いたいのは、やはり今回のマスタープランの中で、例えば、(仮称)宇治木津線の新設、工事の促進の問題、あるいは京都－奈良線の複線化の問題。あるいは学研都市の東部地域、北地域の土地利用の促進をしていく上では、リニア新幹線の早期実現というのは、非常に大きな問題であるわけでございます。

私の立場からいきますと、京都府が誘致をしているならば、木津川市もやはり意思表示としてそういうものを促進していくというものを、やはりマスタープランの中に入れて当然だというふうに思うんですけどね。京都府が誘致してるから載せないというのは、理由にならないと私は思うんですね。その辺の考え方、なぜなのかということについて、説明をしてほしいということ。

やはり、議会が意見書を出しておる状況のもとで、なぜ載せられないのかということも含めて、ちょっとご説明をしていただきたいというふうに思います。

○大庭委員 事務局お願いします。

○事務局(建設部次長) 西岡委員のご質問にお答えいたします。

リニア新幹線は、JR東海の発表では、奈良駅付近に新駅が立地されるというふうに聞いております。当然、学研地域も含まれてまいりますけれども、当然リニアが学研都市、けいはんなにすれば非常にインパクトが大きくて、企業誘致も明るい材料になってくるというふうに考えております。また、結論につきましても、京都－奈良間の複線化につきましても促進しますでしょうし、宇治木津線の道路につきましても、これをインパクトに促進していくことだろうというふうには考えております。木津の中央地区と宇治木津線と、新名神というラインがつながりますということは、学研都市の発展にとっては欠かせないというふうには考えております。

ただ、正式には、現在、奈良市と京都市が誘致合戦しておりまして、正式には決まっておりませんので、決まった時点で、都市マスの中には未整備というふうに記載したいと考えております。

以上でございます。

○大庭委員 いかがでしょうか。

○西岡委員 今、奈良と京都の誘致合戦をしていく状況のもとで、マスタープランに載せるのはいかがなものかと、こういうご説明だったというふうに思うんですけれども、私はそうじゃないだろうと。やはり木津川市のマスタープランである以上、木津川市にとって先ほどの説明で出てますように、土地利用の促進の問題なり、奈良線の複線化の問題なり、あるいはJRの複線化の問題も含めまして、やはり木津川市にとって非常に大事なことだというふうに思うんですね。だから、当然考え方の問題としては、何も誘致合戦をしてても、やはり木津川市としてはこう思うということでマスタープランの中で明らかにするのは当然だというように私自身は思うんですけどね。再度、その辺についてご説明よろしくお願ひしたいと思います。

○事務局(建設部次長) 西岡委員の再度のご質問にお答えいたします。

素案の1ページをごらんください。ここに(1)としまして、都市計画マスタープランの位置づけが書いてあります。真ん中のほうに表がありまして、上位計画が3つ書いてあります。木津川市の都市計画マスタープランといいますのは、ここに書いてあります「3つの上位計画に即して作成する。」というふうになってございます。ですから、真ん中には、京都府が作成します赤色部分ですね。相楽都市計画区域マスタープランというものに即して作成する必要があるんですけれども、ここに即さない内容につきましては、なかなか書きづらいという状況があります。したがって、今回は、リニアにつきましては明記をしていないという状況でございます。

以上でございます。

○大庭委員 ほかいかがでしょうか。

関連する質問ですか。また別ですか。

○公文代委員 農業委員会の公文代でございます。

1週間もらって、多様な部分の中で一生懸命に見て気づいた点ですね。まず、当尾エリアに風致地区の指定検討と、こう書いてあるんですけれども。

○大庭委員 何ページ。どの資料でしょう。

○公文代委員 資料1の9、当尾エリアにおける風致地区の指定検討。いいですか。

○大庭委員 2ページの9番目ですね。ナンバー9ですね。

○公文代委員 はい。

ここは、農業振興地域っていう形で、振興地域のくくりがあるわけです。それと、この風致地区、これは全然問題はないんですけど、風致地区に農業振興地域があつたらいかん、こういうことは問題ないんですけども、自然に放置されるような風致地区であれば、ご存じのとおり、農地が振興地域でありながらつくれない。先ほど、西村委員からおっしゃったように、草がぼーぼーと生えたり、荒れ放題になる。この辺の対策を考えた上の風致地区、風致地区もたくさんいろんな種類ありますので、危惧するのは、里山北地区がああいう形で保全という形で生まれたわけですね。今現状を見ますと、まあきれいな整備をされていくんじゃなし、UR当時、勝手につくってた人がいまだに存在して、何かみすぼらしい、「何か、あばら家に来たみたいだな」というか、なんか変な感じに見えるような耕作がされてるようなことであるわけですね。この当尾地区も風致地区にして、やっぱりお金かけたり、風致を自然環境が生き生きとした整備をされていくんやったら農業と共存すると思うんです。これがどのような考え方で、風致の検討をされるのか。1点目お願いしたいんです。

○大庭委員 事務局いかがでしょうか。

○事務局(瀧下) 失礼いたします。公文代委員のご質問にお答えいたします。

風致地区につきましては、先ほども次長よりご説明させていただきました、相楽都市計画区域マスタープラン、今回は改訂中なんですけれども、そちらのほうに追加の事業として載っております。そのため、木津川市としても上位計画に即す必要があります、追加したものなんですけれども、目的としては、風致を保全するための区域として設定し、制限としては建築物や工作物を建築、建設する際に、制限をかけていくといったものになるんです。

ただ、これにつきましては、まだ検討の段階でありまして、その結果、風致地区を指定するかどうかはまだちょっと、現在のところはっきりとは決まっておりません。なので、方針として書かせていただいているんですけども、正式にはそのエリアについては風致地区を指定するかどうか、それはまた別の都市計画審議会を

諮問させていただいた上で、決定をさせていただきたいと思いますので、その際はよろしくお願ひしたいと思っております。

以上です。

○大庭委員 よろしいですか。

○公文代委員 それであれば、農業振興地域との兼ね合いですね。整合性がうまく共存できるような形でお願ひしたいんです。それを考えた上で。

それと、これは余談ですけども、西村委員が荒廃されてあって、貸したら返ってこない、怖いんやと。こういうようなことです。行政で対応せえということで、書いたらどうやと。こういうような廃屋の環境が書いてあるけれど、ということでしたけれども、農業委員会で、これは余談ですけども、利用集積という形で貸し借りについては、手続きを地域の農業委員に言っていただきましたら、スムーズに貸し借りが回るということで、担保するということ、問題なしに返してもらったり、貸したりすることができると。こういう制度がありますので、行政も一端ですけども、農業委員会も一端ですけども、そのような制度がありますので、都市計画でそのような形で書かなくても、もう制度がしっかりしておりますので、国の制度ですので、ここで改めて書く必要はないと、私はそのように思います。

○大庭委員 ありがとうございます。

○公文代委員 もう一つだけ。緊急な問題があるんじゃないかと思ひまして、駅東地区ですね。木津駅。市街地の検討ゾーンに入ってると思うんですけども、そして、今度、明日までですか、質問があるので、商業施設が駅西で1,100坪、坪にしたら1,100余りですね。3,300何ぼやったと思ひますけれども、そのような形で、公募入札が行われると。こういうことがわかったわけですけども、そうしますと、あの地域、駅東、西含めて、2年半前にものすごく水が浸いて、この防災とかいろんな形で、資料2の3ページですか。8. 内水の問題の対応してもらいたいという形から、対策推進しますということになってるんですけども、駅西の商業地域の1,100坪のところに公募で入札をされる。これもかなり大きな面積ですので、内排水を考えてされないと、2年半前に大変水が浸きましたね。ここは排水が大変問題のあるところで、東を市街地にするとしたって、その改良がされ

ないと、市街地に検討したところで、またアンケートをとろうとも、何の効力も発しない市街地にしようともできないような場合が起こるんじゃないかと。そして、ここに書いてあるように、今、一時、この8のところに雨水を貯留する流出防止施設を設けるなどと、こう書いてありますので、これが入札に関して、問題のテーマとして出ているのかどうか。

それともう一つ、これに関連するんですけれども、都市計画でおしゃれな都市計画ができてない。このような形で委員さんから出たわけですが、やはりこの大きな建物が建つときに、総合設計制度でするのか、この辺も含めて、どのようにおしゃれ気をもたせるのか。大きな一番木津の駅前で大きな建物やと思うので、長々と申し上げましたけれども、この辺をどのような考え方で、おしゃれ気を持たせるのか。内水の排水をどのように対応して、二度と水が浸かないのか。この辺を検討されたか、教えてほしいと思います。

○大庭委員 事務局いかがでしょうか。このマスタープランとどうかかわりがあるのかというところじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。

○事務局(建設部次長) 今、公文代委員がおっしゃってる場所といいますのは、JR木津駅西側の木津川市の所有地、面積が約3,300平米ある場所だと思います。現在、委員おっしゃるとおり、この場所におきまして、駐輪場と駐車場の経営を含んだ商業施設の誘致のプロポーザル方式によります募集を行っております。

この地区は、今、土地区画整理事業を行った地区なんですけれども、土地区画整理事業を行う前も、商業店舗が密集する地域でございました。土地区画整理事業後も、商業地域ということで、用途は変わりませんので、この地区から出る水というのはそんなに量は変わらないというふうに考えております。

それと、駅の東の話もされてましたけれども、駅の東側につきましては、駅西と同時に事業、再開発事業等を実施することは、これはありません。といいますのは、駅東地区につきましては、まず内水排除の問題が解決できていないという点があります。それと、地域の同意、同意といいますか、やっぱりほぼ100%の同意がないと、こういった事業はできないと考えておりますので、またそこまでの同意が確保できないという点もあります。それと、先ほど担当のほうから申し上げましたけ

れども、立地適正化計画、この計画を作成しないと、国の国庫補助金が確保できないという点がありますので、駅東につきましてはまだまだ先の話であるといふふうに考えてます。

それと、雨水の問題は、これにつきましては、今、JR木津駅から東を見ますと、中央地区の法面が見えます。実は、あの法面の面積が2ヘクタールあるんです。小川の水の流用計算につきましては、あの法面を全てコンクリートで張った場合でも対応できるような計画になっているということは、やはりURから聞いておりますし、JR木津駅の東側にロータリーがございますけれども、あの地下にも貯水槽がございます。それと、もう1点申し上げたいのは、井関川の樋門なんですけれども、平成10年には、1分間に20立米の排出しかできませんでした。この排出の能力も年々アップしておりまして、平成26年には、1分間に180立米の水が排出できるというレベルまで達しております。今後、この排水量もさらに強化していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○公文代委員　そういうことで、同じ、以前と区画整理、都市計画の開発されるより、今と雨量は一緒やと。雨量は一緒ですけど、浸水性やら地形から排出も全部違ってきますので、それは同じやと思いますけれども、水がつかなかったら、自信もって今おっしゃったので、2年半前みたいな形がならなかったら、私はそれで満足ですけども、皆さんが苦しまれた経緯をみんな知ってるわけですね。その辺のものがこの防災の関係の中で推進されるということですが、できてあったら、それで結構です。

○事務局（建設部長）　建設部長でございます。公文代委員のお話の中で、ちょっと竹谷次長が答弁させていただいた内容に、ちょっと補足をさせていただきたいと思います。竹谷のほうが井関川ということで申し上げましたが、訂正させていただきまして、小川でございます。今日も来ていただいている関西委員、京都府のほうのいろんな取り組みの中で、この内水排除につきましては、昨年、また今年も引き続いてでございますけれども、市と府と一体になりまして、いろんな対策につきまして検討を重ねております。

ただ、なかなか相手が自然でございまして、最近の話になりますと、由良川、福知山市でございすけれども、ああいういろんな、以前から福知山市につきましては、雨水を貯留する設備とか、いろんな内水を放水、外へ出す施設なり、いろんな対策をされているにもかかわらず、やはり最近のいろんな豪雨、雨の量等によりまして、やはりあのような状態が続いてたというふうなこともありまして、いろんな対策をしたとしても100%防げないというのは、これは明らかでございまして、我々もできるだけそれを少なくする。減災という形でどのようなものを取り組めるかというものを、京都府さんと市といういろんなことで取り組んでおるとというのが現状でございす。

以上でございす。

○公文代委員 結構ですけれども、今、同じやという話でしたけれども、1,100坪のところに、そんなものが建っておりませんでしたので、雨量がそれだけ降ったら浸くのは必然的ですのでその辺も。住民は、何も水浸いて喜びません。行政としてしっかりできてるんやと言うのやったら、私は、意味ありません。しかし、今、大きな建物ですので、その制度をここに書いてあるから、貯水をするとか、書いてあるから、やっぱりそういうものが必要かなと、このように思って述べさせてもらいましたけれども。完全にできてるんやということであれば、それは自然災害ですので、災害が発生しない程度の雨量だったらいいと思いますけれども、2年半前のあのような醜い形にならんようにお願いしておきます。

結構です。

○大庭委員 引き続き市のほうでも、市街地の治水対策について検討していただくということで、記載のとおりで結構ですかね。

ほかいかがでしょうか。

○片田委員 素案の94ページの3のウですね。公園緑地の整備、維持管理というところに、公園緑地の役割を持つ社寺林についても、所有者の協力を得ながら維持管理を進めますとあるんですね。この場合の税金を使ってやるということなんでしょうか。それとも、お寺さん、社寺のほうでやっていただくということに協力するってどういうことなんでしょうか。

○事務局(瀧下) 失礼いたします。片田委員のご質問にお答えいたします。

基本的には、こちらの場所、社寺林の所有者の方にしていただくことを主としておいております。ただ、都市計画としては、私有地、公有地というところに制限をおかず、公園緑地のような役割を持った社寺林についても、きれいな形で維持、整備していきたいというような思いを、あくまでも方針として書かせていただいております。お金をかけるのは、基本的には実際の社寺林の所有者さんという形になってきます。

以上です。

○片田委員 わかりました。

それで、114ページの里山維持再生ゾーンというのがありまして、その二つ目の項目になりますが、研究開発の資源として、里山の維持、再生活動に伴う副産物の提供などによる相互連携とあるんですが、これはどういうことなんでしょうか。よくわからないので教えていただきたいと思います。

○大庭委員 事務局いかがでしょうか。

○片田委員 素案の114ページの里山維持再生ゾーンという項目の中の、二つ目の項目です。

○事務局(瀧下) 失礼いたします。片田委員のご質問にお答えいたします。

こちらに記載させていただいている内容なんですけれども、先にご説明させていただきましたとおり、学研木津北、東地区土地利用計画に書いてあります内容になります。基本的には、里山の維持、環境調和型研究開発施設における、これ現在はクリーンセンターの既に立地が決まってるんですけれども、そういった施設のことを考えておりまして、における環境開発の資源として、里山の維持再生活動に伴う副産物の提供などによる相互連携という形で書かせていただいております。その副産物、また相互連携といったところなんですけれども、現在クリーンセンターがもう既に立地という形で行っておりますが、当時この計画を立てるときには、それ以外のことも考えておりました。そういった中で、来ていただける企業さん、研究施設といったものが提供していただけるような副産物があれば、それと連携して里山の維持、再生を行っていききたいといった思いで、こういったあた

りの文言を付け加えてたというふうに考えております。

以上です。

○片田委員 皆さんこれで、副産物の意味わかりましたでしょうか。今説明をしていただいて、わかりましたけれども、この表現でしたらちょっと。私だけですかね、わかっていなかったのは。

○事務局(瀧下) 申し訳ありません。ただ、ちょっとこちら計画の抜粋をさせていただいておりましたので、そちらの土地利用計画にこのとおり記載させていただいております。その結果、ちょっとそのまま抜粋という形になってしまったんですが、都市計画マスタープランとして変更が必要であるかどうか、またそのあたり担当課と確認させていただいた上で検討させていただきたいと思います。

○片田委員 よろしくお願ひします。先ほどの、何て言うんですかね。寺社の管理にしましても、そこに税金が使われているかというようなことも、市民としては興味ありますし、この副産物の提供などによるというのも、いろんな考え方が、内容がわからないときは、市民サイドとしては何のことなんだろうというような、ちょっと思ひがございますので、そのところがわかるように、書いていただければありがたいかなと思ひました。

以上です。ありがとうございました。

○大庭委員 ありがとうございます。確かに、わかりにくい記述については、わかりやすく記述することは、当然必要だと思いますので、改める箇所については、ぜひ改めていただければと思います。

ほかいかがでしょうか。

○河口委員 失礼いたします。時間も押していて申しわけございませんが、1点確認、質問させていただきます。

資料2のところでございます。5ページのナンバー9のところ。消防団の詰所について整備していきますということを書いてございます。確かに、老朽化してこの詰所というのも本当に大切なものですし、整備していただくことはとてもありがたいなというふうに感じております。それで、詰所といいますと、1カ所、2カ所ではないのかなというふうに思ってるんですけども、そうなりますと、整備にいろんな

計画というか、やはりもってしていただかないといけないのかなというふうに、してい
かれるんであろうというふうに、私は読み取ってるわけですが、これは今後
のことですが、この整備計画というのを、これが通りますと、そうするとやはりそうい
う形で順次やっていくというふうに読み取っていいのかどうかということを1点でご
ざいます。

それと、やはり消防に関してですが、中部消防の本署ですね。もとのところが、
やはり人口も増え、またいろんな形である場所がいかなものかなというのは、中
部消防の組合のほうでも再度出ているというふうに私は思っております。その辺
での、やはりもともになる場所ですね。人口もふえ、またいろんな高齢化になり、本
当に本署のところをやっぱり移転という考えを具体的にやはり進める必要がある
と思うので、ここには書かれておりませんが、その辺もあわせて考え方をお聞かせ
いただきたいと思います。

以上です。

○大庭委員 事務局いかがでしょうか。

○事務局(建設部次長) 河川委員のご質問にお答えいたします。

防災につきましては、木津川市地域防災計画という計画がございます。この
中に、非常に詳細な対策が記載されておりますので、都市マスではそこまで詳
細に記載はしておりません。ですから、こういったふうに簡単な、あくまでも都市計
画マスタープランですので、簡単な内容にとどめているということでございます。

以上でございます。

○大庭委員 いかがでしょうか。

○河川委員 ここではあれですが、詰所の整備ということですが、やはり詰所に大
事な本署というのがありますので、その辺のところの考え方はお聞かせいただけ
るのでしょうか。

○大庭委員 いかがでしょうか。

○事務局(建設部次長) 再度のご質問にお答えいたします。本署につきましては、
我々もまったく協議の打診もございませんので、現状どういった状況になつて
るか、全くわからない状態です。したがって、都市マスに今回は書きようがないという状

態でございます。

以上でございます。

○大庭委員 よろしいですか。

ほかいかがでしょうか。

○尾崎委員 公募委員の尾崎と申します。

先ほどの西村委員さんのほうからありました空き家、空き地の関係でございますが、実は、空き家等対策の推進に関する特別措置法というのが、平成26年11月27日に公布がされて、本年平成27年5月26日に全面施行されているという経過、途中ございますが、ここに言われている、空き家といっても、ひとくちにいろいろあって、特にここで問題になってこうと思っておりますのは、特定空き家等というものをどうしていこうかということで、木津川市におかれましても、今後空き家等対策計画というのを作成されたり、対策の実施をとられたり、必要な措置を講じられていくというふうに考えておるんですけれども、特に、防災とか衛生とか、景観等、地域住民の皆さんの生活環境に深刻な影響を及ぼしているということ、どうしていくかということで、私は最初にちょっと思ってたのは、景観面にもう少し重点を置いてどうしたらいいのかなというふうに思っておりまして、この素案の計画でいきますと、76ページですかね。ここの真ん中らへんの76ページ、素案の76ページのところに書いてあるんですけれども、景観面でどうしたらいいかということとをちょっと考えておりまして、それは景観だけではないんですけれども、それならば、景観法とか、京都府の景観条例、中ほどに根拠法が記載されておりますけれども、ここに空き家等対策の特別措置法なりの文言を入れていただいて、対策を講じていくという姿勢を示していかれてはどうかなということで、提案させていただきたいと思います。

また、これだけではなしに、先ほど言いましたように、防災、衛生面の関係もございますので、これまたそちらのほうの空き家等対策計画を策定される段階で、都市計画として発言していくということであれば、こういうところに載せなくても、そちらのほうで計画をつくるところに頑張っていきたいという意向を示していただけたらというふうに思っております。

それと、もう1点、ちょっと補足で、基本的なところで申しわけないんですけども、素案の9ページのところです。木津川市の歴史というところであります、上から5行目ぐらいのところ。実は、恭仁宮を造営し、というのの次に、5年というふうに、5年にわたり我が国の首都となりましたという書きぶりなんですけども、実は、天平12年の12月の終わりがたに遷都をされましたので、実際は3年数カ月の期間しかなかったということです。事務局の意向としては、5年ということではちょっと風呂敷を大きく広げたいという意向もわかるんですけども、そこはまた担当課と協議していただいて、足かけ5年というふうな表現にするのか、あるいは3年何カ月というふうなきっちりした年月を示していくのかということで、検討していただきたいと思います。要望でございます。

失礼します。

○大庭委員 ありがとうございます。事務局いかがでしょうか。

○事務局（建設部次長） 尾崎委員のご質問にお答えいたします。

まず、空き家の件につきましては、措置法が施行されてますことは、知っております。ただ、その文言をここに入れるかどうかということにつきましては、また担当課のほうと協議をさせていただきます。ただ、現状の取り組み、空き家対策としましては、主にまち美化推進課という課が担当しておりますが、先日、特に老朽化が激しい住宅に対しましては、改善するようにという文書の送付をしております。今後、これは都市計画課とまち美化推進課が連携して、今動いておりますけれども、徐々に具体的な取り組みに進めていきたいというふうに考えております。

それと、恭仁宮の件につきましては、済みません、我々全く知識がございませんので、担当課のほうに確認しまして、もし3年数カ月が正しいのであればその方向で修正をさせてもらいたいというふうに考えております。

以上でございます。

○尾崎委員 よろしく願いいたします。

○西村委員 実はね、私これについては、案内人ですから、いつも3年3カ月というふうにお話ししてしまして、文化財課から怒られまして、DVDで映像を流している文化財保管センターですか、あそこにパンフレットが置いてあるんです。それに

は、5年と書いてあるんです。そのとおり言ってくださいということで、きつく言われてまして、内緒では3年3カ月と言ってるんですけど、文書にはだめなんです。

○大庭委員 正確な数字を示すべきだと思いますので、間違ってるものについては、しっかりと訂正をされたほうがいいかと思います。

○西村委員 年代からいえば、5年なんですけど。

○大庭委員 諸説ある場合には、どちらかをお伝えして、諸説あるというふうにお伝えしたほうがいいかと思いますが、明らかに数字が判明されてる場合には正確な数字を述べられたほうが、普通に考えていいかと思います。

よろしいですか。

○事務局（建設部次長） 木津川市が出してる文書に5年と出してます文書と、3年数カ月という文書が2つあれば、それは非常にまずいことになりますので、ちょっと担当課のほうと協議させてください。よろしくお願いします。

○大庭委員 ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

読み込んでいただければ、いろいろとまたご質問ですとかコメントがあるかと思います。また改めて時間もタイトということですので、もしお気づきの点ありましたら、事務局のほうにご一報いただければと思います。

そうしましたら、皆さまありがとうございました。事務局にお返ししたいと思います。よろしくお願いします。

○事務局（瀧下） 失礼いたします。

それでは、4. その他といたしまして、今後のスケジュールと次回の都市計画審議会の開催日程についてご報告いたします。資料3をごらんください。

今後、11月30日の月曜日に政策会議を予定しております。その後、12月3日から1月7日までパブリックコメントを実施する予定としております。

次回の都市計画審議会では、パブリックコメント後の結果報告、京都府等からの意見などについて、事前に配付しておりました資料では、平成28年1月中旬というふうに記載しておりましたが、その後の調整におきまして、平成28年1月18日の10時からという形で、ここ全員協議会室で開催したいと考えておりますので、ご予約のほうよろしくお願いいたします。

また、別途、事務局から文書でご案内いたしますのでよろしくお願いいたします。

以上です。ありがとうございます。

○大庭委員 その他。

○酒井委員 今の件ですけど、18日の10時で、パブリックコメントが前日の17までです。

(「7です」という声あり)

○酒井委員 ああ、7か。

○事務局(瀧下) 7日です。

○酒井委員 資料は間に合うということやね。

○事務局(瀧下) 頑張らせていただきます。

○酒井委員 済みません。間違えました。

○大庭委員 よろしいでしょうか。

ほか、ご質問等ございませんでしょうか。

そうしましたら、議事はこれで終了したいと思います。

事務局にお返しいたします。よろしくお願いいたします。

○司会 どうもありがとうございました。

それでは、閉会に当たりまして、若狭部長よりご挨拶を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○建設部長(若狭) 失礼いたします。建設部長の若狭でございます。

委員の皆さまにおかれましては、長時間にわたりまして、慎重かつ活発なご審議を賜りまして、まことにありがとうございました。

今回ご審議いただきました内容に基づきまして、今後の第一次木津川市都市計画マスタープラン後期計画策定につきましの事務を進めさせていただきたいと存じます。

委員の皆さまにおかれましては、引き続きご支援、ご協力を賜りますようよろしくお願いいたしますとともに、時節柄ご自愛いただきまして、ますますのご活躍をされますことを祈念いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日はまことにありがとうございました。

○司会 それでは、以上をもちまして、本日の都市計画審議会を終了させていただきます。

次回は、1月18日となっておりますので、よろしくお願いいたします。

長時間にわたりましてご審議いただきましてありがとうございました。

この議事録が正確であることを証するため、会長並びに議事録署名人はここに署名捺印する。

平成28年2月26日

会長職務代理

大庭哲治



平成28年3月7日

署名委員

山本 貢

